

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは事業活動を通じてお客様や社会から信頼される企業をめざしておりますが、その根底はコンプライアンスにあると認識しております。社員全員が企業活動における法令遵守、公正性、倫理に基づく行動の重要性を共通認識することが企業統治を推進するための基本であると考えております。持続的な成長と企業価値の向上のために「経営理念」を実現すべく、取締役および社員全員が「行動憲章」「行動規範」に従い企業活動を行い、企業倫理、法令遵守に基づく経営の透明性、公正性を確保するとともに、迅速かつ的確な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築し、その充実に継続的に取り組んで参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則 1 - 2 - 4、3 - 1 - 2

当社の定時株主総会においては、例年、多数の議決権を行使頂いていると認識しておりますが、さらなる環境整備を整えるべく、株主構成に留意し、議決権電子行使プラットフォームの利用も検討して参ります。また、招集通知や企業情報の英訳につきましては、外国人株式保有比率に留意しつつ検討して参ります。

原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

現在、東京証券取引所が規定する独立性に関する判断基準を参考としておりますが、今後は独自の独立性判断基準を策定することも検討して参ります。

補充原則 4 - 11 - 3

取締役会の実効性について分析・評価の手法およびその開示につきまして今後検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を、「コニシ株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」(以下「当社基本方針」という。)として開示し、次のウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.bond.co.jp/ir/governance/index.html>

なお、コードにて開示すべきとする原則の実施状況につきましては、当社基本方針のうち、それぞれ、次の項目をご参照願います。

原則1 - 4 : 当社基本方針2.3 政策保有株式に関する方針、当社基本方針2.3 - 1 政策保有株式に係る議決権の行使

原則1 - 7 : 当社基本方針2.5 関連当事者間の取引

原則3 - 1(1) : 当社基本方針1.2 コーポレートガバナンスの基本的な考え方、当社基本方針6.6 経営戦略や経営計画の策定・公表

原則3 - 1(2) : 当社基本方針1.2 コーポレートガバナンスの基本的な考え方、当社基本方針2.2 資本政策の基本的な方針

原則3 - 1(3) : 当社基本方針5.2 - 6 取締役の報酬

原則3 - 1(4) : 当社基本方針5.6 取締役・監査役の選任

原則3 - 1(5) : 当社基本方針5.6 取締役・監査役の選任

補充原則4 - 1 - 1 : 当社基本方針5.2 - 2 取締役会の監督機能

原則4 - 8 : コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由を参照

- 原則4 - 9 : コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由を参照
- 補充原則4 - 11 - 1 : 当社基本方針5.2 - 3 取締役会の構成、当社基本方針5.6 取締役・監査役の選任
- 補充原則4 - 11 - 2 : 当社基本方針5.7 - 2 兼任状況の開示
- 補充原則4 - 11 - 3 : コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由を参照
- 補充原則4 - 14 - 2 : 当社基本方針5.9 取締役・監査役に対するトレーニング方針
- 原則5 - 1 : 当社基本方針6.1 株主との建設的な対話に関する基本方針

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,335,500	8.19
コニシ共栄会	2,292,000	5.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,390,900	3.42
小西千代子	820,848	2.02
小西啓二	738,096	1.81
コニシ従業員持株会	716,756	1.76
GOLDMAN , SACHS & CO . REG	705,400	1.73
井上道子	690,000	1.70
小西哲夫	685,000	1.68
株式会社カネカ	684,000	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

平成29年3月31日現在

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高瀬 桂子	弁護士											
木村 亮	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高瀬 桂子	○	独立役員に指定しております。	高瀬氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに公安委員を務める等、高き見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。 <独立役員指定理由> 高瀬氏は、弁護士であります。東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、意思決定に対して影響を与える特別な利害関係はないと判断しております。また、高瀬氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公平な立場を保持していると判断しております。

木村 亮	○	独立役員に指定しております。	木村氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、工学研究科教授として高い見識と経験を有されており、その専門的な見識を当社経営体制の強化に活かしていただけるものと判断し選任しております。 <独立役員指定理由> 木村氏は、大学の工学研究科教授であります。東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、意思決定に対して影響を与える特別な利害関係はないと判断しております。また、木村氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公平な立場を保持していると判断しております。
------	---	----------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の監査計画概要書に基づき、必要に応じて事業所および関係会社の往査に立ち会い、監査内容・監査結果等に対する意見交換を行っております。また会計監査人による指摘事項については社内の執行部署に対しヒアリング、往査等により改善状況を監査しております。会計監査人からの監査報告に先立ち、期中の監査実施事業所、実施時期、実施事項について説明を受け、監査の方法と結果の相当性を確認する証左としております。

監査役と内部監査部門は、各事業部門の監査に関し、監査計画の検討、監査事項の分担や情報交換を行い、互いに連携して監査の充実と効率化に役立てております。また必要に応じて監査内容の確認、監査結果について意見交換を行い、連携して監査講評や指摘事項の指針としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
狩野 仁	他の会社の出身者													
吉川 郁夫	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狩野 仁	○	独立役員に指定しております。	狩野氏は長年にわたり大手金融機関で証券代行業務に携わり、会社法に精通されており会社運営全般における助言を期待しております。また、他社での業務執行者および監査役としての経験を有しておられ、経営の監視や適切な助言をいただけることを期待し選任しております。 <独立役員指定理由> 狩野氏は、会社業務執行者および監査役の経験を有しておられますが、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、意思決定に対して影響を与える特別な利害関係はないと判断しております。狩野氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。
吉川 郁夫	○	独立役員に指定しております。	吉川氏は公認会計士として長年にわたり会計監査に携わり、財務および会計に精通されていることから、その経験を活かし経営の透明性と客観性の向上のため適切な助言をいただけるものとして選任しております。 <独立役員指定理由> 吉川氏は公認会計士として長年にわたり会計監査に携われておられますが、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、意思決定に対して影響を与える特別な利害関係はないと判断しております。また、吉川氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年6月16日開催の第92回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額60百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

役員区分	報酬の総額	基本報酬	賞与	対象となる役員の員数
取締役(社外取締役を除く)	211百万円	173百万円	38百万円	7名
監査役(社外監査役を除く)	18百万円	18百万円	-	1名
社外役員	25百万円	25百万円	-	5名

(注)賞与は、役員賞与引当金繰入額に計上した金額であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

〔取締役の報酬等〕

取締役求められる役割は、企業業績と企業価値の持続的な向上を図ることであり、取締役の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能で、職責に十分に見合う報酬水準および報酬体系であることを基本としております。報酬水準については、外部調査機関の調査データを活用するなど、より客観性を高めております。

(a) 定額報酬については、役位ごとの大きさや責任範囲に基づき、取締役会で決定しております。

(b) 賞与については、会社業績を勘案して、取締役会で決定しております。

〔監査役の報酬等〕

監査役の報酬等については、その職務の独立性という観点から、業績に左右されない定額報酬のみとしております。報酬水準については、外部調査機関の調査データを活用するなど、より客観性を高め、監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役がその職務の執行において補助を必要とした場合は、取締役会と協議の上、内部監査室等の使用人に職務の執行の補助を委託することとしております。取締役および執行役員は、その担当する業務執行の状況を取締役会および監査役に報告するものとしております。また会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、その他重要な事実が起きた場合は監査役会にその都度報告し、さらに内部監査報告、リスク管理・公益通報等のうち重要な事項は適切に報告することとしております。監査役は、代表取締役・会計監査人・内部監査室と随時情報交換するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

< 取締役会 >

取締役の人数は9名で、男性8名、女性1名により構成されています。取締役9名のうち、社外取締役は2名であります。取締役会は毎月1回、常務会は必要に応じて開催され、また、執行役員制度を採用しており、取締役、執行役員で構成された経営会議を毎月開催し、経営の意思決定の迅速化、透明性および公平性の確保を行っております。取締役会は取締役会規程等により各取締役からの報告を受け、定められた事項を協議並びに決議しております。また執行役員制度を採用しており、必要に応じて取締役会に出席させ、業務の執行状況を報告させております。

< 監査役会 >

監査役の人数は3名であり、男性3名で構成されております。全員取締役会に出席し、会社の運営および各取締役または各執行役員から業務の執行状況を聞き、必要に応じて意見を述べるなど監視・監督を行っております。また、監査役会は定期的に内部監査室および会計監査人から報告を求めるなど、監査体制を強化しております。なお、監査役のうち社外監査役は2名であり、より第三者的な立場から監査機能を発揮していると考えております。

< 各種委員会 >

「CSR委員会」を中心として「リスク管理委員会」「安全保障貿易管理委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」等を全社横断的に組織させ、それぞれの機能別にリスクマネジメント、コンプライアンスおよび倫理性、透明性をチェックしております。また「内部統制推進委員会」において、内部統制制度の整備、評価、推進等を行っております。

< 内部監査体制 >

社長直轄の内部監査室に3名配置し、業務および制度の運用が会社方針に従って正しく行われているかを監査報告させ、内部牽制を行っております。

< 会計監査人 >

平成29年3月期の会計監査および内部統制監査については、有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、四半期末、期末に偏ることなく期中においても適宜監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は北山久恵と成本弘治であり、この他公認会計士8名、その他20名が業務を補助しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任する際の独立性に関する基準は設けてはいないものの、選任にあたっては東京証券取引所等の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。取締役9名のうち社外取締役は2名であり、社外取締役の当社との人的・資本的・取引関係、その他の関係につきましては、次の通りであります。

高瀬桂子氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的知識並びに大阪府公安委員を務める等、高き見識を有しておられることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。

木村亮氏も直接会社経営に関与された経験はありませんが、工学研究科教授として高い見識と経験を有されており、その専門的な見識を当社経営体制の強化に活かしていただけるものと判断し選任しております。

監査役3名のうち社外監査役は2名であり、各社外監査役の当社との人的・資本的・取引関係、その他の関係につきましては次の通りであります。

狩野仁氏は長年にわたり大手金融機関で証券代行業務に携わり、会社法に精通されており会社運営全般における助言を期待しております。また、他社での業務執行者および監査役としての経験を有しておられ、経営の監視や適切な助言をいただけることを期待し選任しております。

吉川郁夫氏は公認会計士として長年にわたり会計監査に携わり、財務および会計に精通されていることから、その経験を活かし経営の透明性と客観性の向上のため適切な助言をいただけるものとして選任しております。

高瀬氏、木村氏、狩野氏および吉川氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、意思決定に対して影響を与える特別な利害関係はありません。また、4名ともに株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

以上の事より、社外からの監視・監督は十分に機能する体制であると考えております。

なお、当社は会社法第427条第1項の規定により、定款に取締役および監査役との責任限定契約に関する定めを設け、社外取締役および各監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

1. 経営監視機能強化に係る具体的な体制および実行状況は、以下のとおりです。

(1) 当社は、監査役がその職務の執行において補助を必要とした場合は、取締役会と協議の上、内部監査室等の使用人に職務の執行の補助を委託できるものとしており、監査役を支える十分な人材および体制を確保しております。補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととしております。

(2) 各監査役は、会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、会社に著しい損害を招くおそれがある事実、株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、取締役や重要な使用人からのヒアリング、往査その他の方法により適宜意見交換を行う等、経営監視機能の強化に努めております。

2. 経営監視機能の客観性および中立性の確保は、以下のとおりです。

(1) 各社外監査役は、法務、会社組織の構築・改革等に関して専門的な見識を有しており、中立の立場から経営全般に対する内部統制の視点で客観的に監査意見を表明、助言を行っております。

(2) 常勤監査役は、社内に精通し経営に対する理解が深く、監査の環境の整備および社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築および運用の状況を日常的に監視し、客観的な意見表明、助言を行っております。

(3) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議または委員会に出席し、客観的な意見表明、助言を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の2週間前に発送しています。 また、発送日前に招集通知を会社ホームページに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は開催が集中する日を選んでいます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月に期末決算説明会、11月に第2四半期決算説明会を社長出席により開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPに投資家向け情報を掲載しております。 URL : http://www.bond.co.jp/ir/index.html 掲載情報：株主総会招集通知、決算短信、決算以外の適時開示資料、 決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、コンシ レポート(株主通信)、CSR報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社におけるIR担当部署、IR担当役員、IR事務担当責任者は以下の通りです。 IR担当部署 : 社長室 経営企画部 IR担当役員 : 取締役執行役員 社長室室長 大山 啓一 IR事務連絡責任者 : 社長室経営企画部 統括部長 原田 邦治	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社および当社グループの「行動憲章」「行動規範」
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページでのCSRに関する情報公開およびCSR報告書のWEB掲載
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社および当社グループの「コーポレートガバナンス基本方針」

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 基本的な考え方 >

取締役会で決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスおよび内部統制の充実に向けての取り組みを推進しております。

1. 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、その職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社の「行動憲章」「行動規範」に従い、企業倫理および法令の遵守並びに浸透を率先垂範して行っております。またCSR委員会を設け、コニシグループのコンプライアンス体制の整備と徹底を図っております。

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社の「行動憲章」「行動規範」に従い、企業倫理の遵守および法令遵守の徹底に努めております。またCSR委員会において「行動憲章」「行動規範」の改正・配布・教育等並びに公益通報管理規程等会社規則の整備・制定・運用によりコンプライアンスの徹底を図っております。またコニシグループの内部統制システムの構築・維持・向上を図るため、内部統制推進委員会を設置しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書およびその他の重要な情報は、法令および定款に定められている他、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理しております。必要に応じて閲覧可能な状態が維持されており、またその情報に関しては、適切に保存し、かつ管理するために関連する規程等を整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コニシグループで発生したリスクの定義と初期対応は、リスク管理規程により定められており、重要な案件につきましては、取締役会、経営会議に報告し、対応を検討しております。さらにCSR委員会において規程の整備と運用を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回、常務会は必要に応じて開催され、また取締役、執行役員で構成された経営会議を毎月開催し、経営の意思決定の迅速化、透明性および公平性の確保を行っております。取締役会は取締役会規程等により各取締役からの報告を受け、定められた事項を協議並びに決議しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役が関係会社各社の取締役・監査役を兼任するとともに、関係会社担当役員がグループ各社を統括し、取締役会において月次の業況報告等を行っております。グループ企業すべてに適用する指針としてコニシグループの「行動憲章」「行動規範」を制定、配布、教育を行っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の執行において補助を必要とした場合は、取締役会と協議の上、内部監査室等の使用人に職務の執行の補助を委託することにしております。補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けません。また監査役の補助使用人についての人事権に係る事項は、監査役会の事前の承認を得ることにしております。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、その担当する業務執行の状況を取締役会および監査役に報告するものとしております。また会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、その他重要な事実が起きた場合は監査役会にその都度報告し、さらに内部監査報告、リスク管理・公益通報等のうち重要な事項は適切に報告することとしております。監査役は、代表取締役・会計監査人・内部監査室と随時情報交換するものとしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的に代表取締役との会合を実施しており、監査役会は監査役会規程等により取締役・会計監査人および内部監査室から文書・情報の報告を受け、定められた事項を協議並びに決議しております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制推進委員会を設置し、全社横断的な協力体制により内部統制システムの整備・運用を推進し、コニシグループの財務報告の信頼性を確保するため、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保するための体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては決して係わりを持たず、毅然とした態度で対応するものとしております。また不当要求にはコニシグループを挙げて毅然とした姿勢で臨み、「行動規範」「行動規範ガイドブック」に従い企業倫理を遵守することとしております。不当要求の発生に直面した場合には社内マニュアルに沿った行動をとることにより、被害の発生を未然に防止するものとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

なし

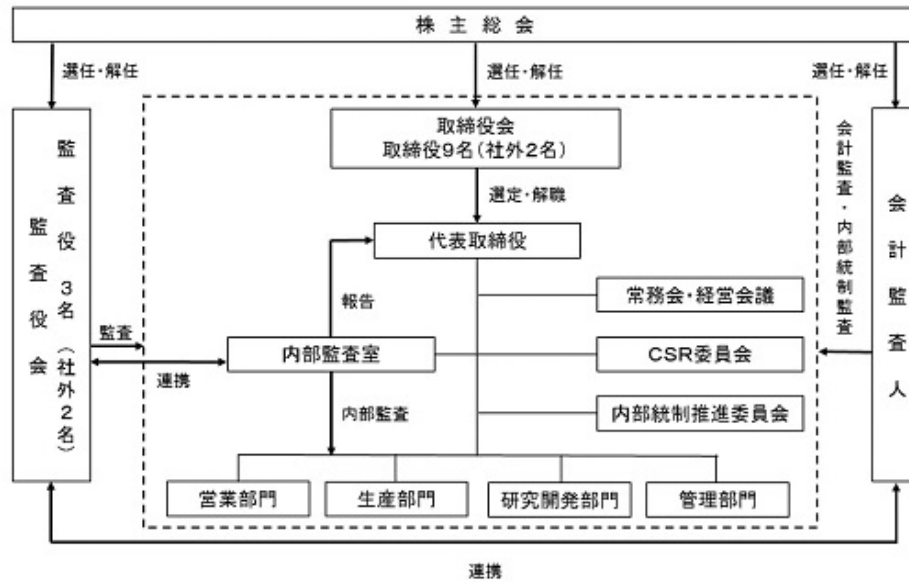
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 当社は、金融商品取引法等関係法令および証券取引所制定による「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に準拠した情報開示を行っております。また社長室室長が情報取扱責任者を兼務しております。
2. 当社は、取締役会を毎月1回、必要に応じて常務会を開催しております。また取締役・執行役員で構成される経営会議を毎月開催し、経営の意思決定の迅速化、透明性および公平性の確保を行っております。このすべてに社長室室長が出席しており、重要事項の会社情報管理を行っております。
3. 全社横断的に組織された「CSR委員会」「リスク管理委員会」「環境委員会」「安全保障貿易管理委員会」は、社長室室長が委員長として出席しており、重要事項の会社情報管理を行っております。
4. 上記の通り社長室室長が、重要な会社情報を適時に正確に掌握できる体制であり、社長室室長の指示により社長室 経営企画部が適時開示を行っております。

【コーポレートガバナンス体制模式図】



【適時開示体制の概要】

